（例１：個人別に徴収する場合）

●　評議員会の招集手続の省略についての同意書例

の実施にあたって

社会福祉法人○○会

**理事会の招集決議前に同意書を徴収する場合に対応して念のため入れている文言です。**

理事長　○　○　○　○　様

同　意　書

私は、 社会福祉法第４５条の９第１０項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１８３条の規定に基づき、理事会で招集決議を経た上、評議員会の招集手続を省略して下記の内容にて評議員会を開催することに同意します。

**招集手続を省略する評議員会を特定するため、会議の概要を記載しています。**

記

１　開催日時　平成○○年○○月○○日 午前（午後）○○時

２　開催場所　社会福祉法人○○会　法人本部会議室

３　議題及び議案の概要

（１）　定款の改正について

　　　　　評議員の報酬総額を従来の○○万円から○○万円に変更するため、定款第○条の規定を改正すること

（２）　役員報酬規程の改正について

理事の報酬総額を従来の○○万円から○○万円に変更するため、役員報酬規程第○条の規定を改正すること

平成○○年○○月○○日

（氏名） ○　○　○　○　㊞

―参考―

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

（評議員会の招集の通知）

第１８２条　評議員会を招集するには、理事（第１８０条第２項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の１週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。（以下略）

（招集手続の省略）

第１８３条　前条の規定にかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（例２：全員分の同意を１枚の同意書で行う場合）

社会福祉法人○○会

理事長　○　○　○　○　様

同　意　書

評議員一同は、 社会福祉法第４５条の９第１０項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１８３条の規定に基づき、理事会で招集決議を経た上、評議員会の招集手続を省略して下記の内容にて評議員会を開催することに同意します。

**招集手続を省略する評議員会を特定するため、会議の概要を記載しています。**

記

１　開催日時　平成○○年○○月○○日 午前（午後）○○時

２　開催場所　社会福祉法人○○会　法人本部会議室

３　議題及び議案の概要

第１号議案　定款変更の件

　　　　　評議員の報酬総額を従来の○○万円から○○万円に変更するため、定款第○条の規定を改正すること。

第２号議案　役員報酬規程改正の件

理事の報酬総額を従来の○○万円から○○万円に変更するため、役員報酬規程第○条の規定を改正すること。

平成○○年○○月○○日

（氏名） ○　○　○　○　㊞

**評議員の全員出席が可能であれば、全員の連名での同意書が簡便な場合があります。連名の様式を用いる場合、欠席者については事前に持ち回って記名押印を得るなどの工夫が必要です。**

（氏名） ○　○　○　○　㊞

（氏名） ○　○　○　○　㊞

（氏名） ○　○　○　○　㊞

（氏名） ○　○　○　○　㊞

（氏名） ○　○　○　○　㊞

（氏名） ○　○　○　○　㊞

▼　招集手続の省略の同意は、書面でなくても構いません。その場合は、議事録に「あらかじめ評議員全員の同意があったので、省略手続きを省略して開催する」旨を宣言したことを記載してください。

　　所轄庁としては、同意を得たことをより明確にするため、事前に同意書を徴収することをお勧めします。

▼　同意書は、例のとおり、個別でも一括でも構いません。

▼　**必ず事前（評議員会の開催時刻前）に欠席者も含め全員の同意を得てください。**